

令和元年6月16日現在

機関番号：33912

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2018

課題番号：25380050

研究課題名(和文)被告人の言語使用に対する各裁判所の訴訟指揮権行使の理由・範囲

研究課題名(英文) Presiding judge's control of court proceedings regarding persons' use of language in courts in Japan

研究代表者

榎澤 幸広 (Enosawa, Yukihiro)

名古屋学院大学・現代社会学部・准教授

研究者番号：80536277

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,800,000円

研究成果の概要(和文)：高等裁判所がある地域(札幌、秋田、仙台、東京、名古屋、金沢、大阪、岡山、広島、松江、高松、福岡、宮崎、那覇)を中心に、各裁判所での当事者の言語使用がどこまで認められているのか、裁判傍聴や資料収集を通じ調査した。過去、被告人の方言使用や手話通訳を伴った聴覚障害者の傍聴を認めない事例もあったが、調査時には、当事者の外国語、方言、手話などの言語使用は基本的に認められていた。また、国民が参加する裁判員制度がスタートしたことや障害者の合理的配慮の視点により、質問などの平易化、文章の短文化、意味のわからない言葉の再確認などの工夫が行われ、以前より法廷内で言語コミュニケーションが図りやすくなっていた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

従来、法学分野においてあまり検討がなされてこなかったと思われる、裁判当事者が法廷で自らが望む言語を使用すること、そして、通訳を付ける必要がある場合に裁判当事者につけること、聴覚障害者の傍聴人が手話を通じて裁判傍聴すること、これらの三点が各裁判所でどこまで実現できているのか、現場調査を中心に具体例の收拾を行った。調査時期が裁判員制度実施以後であったこともあり、各裁判所で程度の差こそあれ、当事者が裁判所内で言語コミュニケーションを図りやすくするための工夫事例が数多く把握できた。このことは、国民が裁判当事者になった場合、以前よりも自身の主張を自己の言葉で伝えることが可能になったことも現している。

研究成果の概要(英文)： This research aims to identify the extent to which courts permit use of other languages/dialects in Japan. Large volumes of documents were collected from local bar associations and libraries, and analyzed. A number of court hearings were attended in areas, including Sapporo, Akita, Sendai, Tokyo, Nagoya, Kanazawa, Osaka, Okayama, Hiroshima, Matsue, Takamatsu, Fukuoka, Miyazaki and Naha.

In some legal cases, judges prohibited the use of other languages, including sign language interpretation in their courtrooms. However, this research found that overall, courts typically permitted parties to use their language, such as foreign language, dialect and sign language. This research identified a trend of improvement in courtroom communication practices. Courts now use short questions and plain language more, and rephrase difficult words, as needed. This improvement is attributed to implementation of Saiban-in (citizen judge) system and reasonable accommodation for persons with disabilities.

研究分野：法学

キーワード：法廷通訳 方言使用 手話使用 訴訟指揮権 当事者の言語使用 裁判員制度 外国語使用

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

日本の刑事裁判にて、外国人や聴覚障害者などの被告人の母語使用を認めるか否か、また、彼らに通訳人を付与するか否かの裁量権（訴訟指揮権）は各裁判所にある。この点、被告人が母語ではない他言語（例えば、日本語や英語）で会話できることや通訳人不足を理由として母語使用や付与が認められなかった事例が多々ある。従って、このような裁量に至った理由や裁量権の具体的範囲を裁判所毎に調査し明らかにしたいと考えた。

2. 研究の目的

裁判所における言語が関わる事例（裁判官が被告人の言語使用を認めているか否か、法廷通訳が付けられているか否か、通訳人確保など）を調査し、各裁判所の事例や判断基準を整理することが本研究の目的である。

3. 研究の方法

研究開始当初は各裁判所の資料閲覧や聞き取り調査を行うことによって、本研究の目的を明らかにしようと考えていたが、裁判所側から個人情報関係などから協力は難しいとされたため、調査方法を以下にシフトした。第一に、実際に現場に関わっている高裁地域の弁護士や通訳人らへの聞き取り調査、第二に、各裁判所での裁判傍聴調査、第三に、現地の図書館や弁護士会などでの関連資料収集調査、第四に、裁判所のホームページ（www.courts.go.jp）などで公開されている資料収集の四点である。

ちなみに、調査対象の裁判所は主に高等裁判所がある地域（札幌、秋田、仙台、東京、名古屋、金沢、大阪、岡山、広島、松江、高松、福岡、宮崎、那覇）であり、これらの裁判所へは年度を変え、最低二度（合計日数は異なるもの）、裁判傍聴調査を行った（その他、津、京都、横浜、千葉の地方裁判所でも裁判傍聴調査を行った）。

また、研究開始当初は自身の研究が刑事手続における被告人の言語使用であったため、この点を更に明らかにしようとしたが、裁判傍聴によるデータや資料収集などが進んでいくにつれ、民事や家事事件などの情報も入手できたため、刑事事件に限定せず、裁判における当事者の言語使用と幅広い射程をとらえる研究にシフトした。

更に、対象とする言語に関しては、調査が進むにつれ、視覚障害者や吃音者の言語使用に関する事例についてもふれることができたが、こちらは今後の検討課題とさせて頂き、研究開始当初の外国語、手話、方言の三点に限定することにした。方言に関しては、調査の過程で、千葉や長野など外国語の方言の話も出てきたが（例えば、外国人である被告人の話す方言と通訳人の話す標準語で対話に齟齬が生じている可能性のある事例）ここでは日本語の方言に限定し、外国語の方言に関しては、必要に応じて、に分類する。ただ、この点については、成果の話になるが、各地域の裁判所が苦勞している当事者が使用を望む言語通訳者確保の問題に繋がる部分である。

4. 研究成果

研究成果に関しては、自身の過去の研究や聞き取り調査結果（1. の事例）をふまえ行われた裁判傍聴調査や裁判所の公開資料を中心にした上で、先述の高等裁判所がある地域 14 ケ所に分けて、特徴的と思われる言語使用事例を以下に示すことにする（基本的に、外国語、手話、方言の順）。この点、傾向的に、大都市の裁判所では通訳事例、地域の裁判所では方言使用事例が多くあることが傍聴調査などにより把握できたが、あくまで個人の傍聴経験や個別事例の調査であること、地方裁判所の裁判官は数年で転勤があることから、それがその地域の裁判所の傾向と完全に結びつくものではないことをあらかじめ指摘しておく必要がある。

(1) 札幌

現在、裁判所では多くの種類の言語の通訳人候補者を募集している。また、通訳人候補者の登録人数が多い中国語（北京語）、英語、韓国語に関してはできるだけ通訳経験の豊富な人材を募集している。

裁判所では、手話や外国人通訳に対する裁判前の事前打ち合わせ、裁判員用の手話通訳者や要約筆記者の手配、点字プリンタや拡大読書器等整備などといった工夫を行っている。

弁護人の隣で通訳人の通訳の正確性をチェックするチェック・インタープリター申請を弁護人が行なったが認められなかった事例がある（そのため、傍聴席で確認してもらうという方法を弁護人がとった）。

調停事件は年数件あり、申立時に聴覚障害がある旨を伝えてもらい、裁判所が通訳人を手配する場合もある。民事訴訟では耳の不自由な人のためになるべく大きな声で話したり、通常の法廷からラウンドテーブル法廷に変更した事例がある。

方言の程度はあるものの使用事例がいくつかあった。

(2) 秋田

裁判員制度開始前に、地裁にて、通訳人確保の困難性や通訳事件の少なさ、通訳人研修が毎年実施されている点などが示されている。現在、裁判所では、中国語、韓国・朝鮮語、フィリピン(タガログ)語、ペルシャ語、タイ語、ヴェトナム語、ベンガル語などの少数言語の通訳人候補者が不足しているため、通訳人候補者の確保に努めている。この点、過去にウルドゥー語で通訳する刑事事件があった。

被告人や証人が方言を使用している事例があった。この点、裁判員裁判では、かなり強い方言を使用する被告人に対して、裁判員が意味を捉えることが難しかった事例や裁判官がその方言の意味をかなり確認していた事例がある。

(3) 仙台

裁判官が通訳を介すかどうか弁護士・被告人(日本語・中国語使用が認められている)に確認した事例、被告人がカメルーン人、証人が中国人であることから、二人の通訳を介した事例がある。

裁判所では、特に裁判員関係において、補聴システムの利用、手話通訳や要約筆記を依頼するなどといった、ニーズに応じた対応の試みをしている。また、家裁での調停においては、手話通訳者を同行した聴覚障害者の発言を丁寧に確認しながら進めているという。更に、傍聴券配布の抽選がなされた後、当選者に対し傍聴時の手話通訳を希望するか否かを確認し、希望した者には傍聴人用の手話通訳(2人が交替で通訳)が見やすい位置での傍聴が認められた裁判があった。

早口で方言を使用する被告人に裁判官がゆっくり話すよう指示した事例、裁判官や検察官が被告人の方言の意味を確認した事例、検察官が被告人の言葉の意味を確認した事例が傍聴時にあった。

(4) 東京

被告人の日本語と外国語双方の使用や原告の英語とタガログ語双方の使用が認められた事例、被告人が母国語の方言、通訳人が母国語の標準語を使用した事例、被告人の二言語使用が認められていたが、弁護士が被告人に外国語使用を要求した事例、裁判官が弁護士や被告人に使用言語を確認した事例、裁判官が通訳の仕方(例えば、逐条通訳とか要約通訳とか、文章を短めにとか)に関し細かく確認する事例とそうでない事例があった。外国人事件はその他も多々あるが通訳もつかない事例もあった。また、被告人の使用言語に関し直接の通訳が確保できなかったため二重通訳がされた事例がある(ソマリ語 英語 日本語)。この点、裁判員経験者の中には、二言語以上の通訳人が必要な場合、法廷にて力量の差が見える場合があるという意見もあった。

裁判所では、外国語や手話の通訳者を介する場合、かみ砕いた言葉を使用するような工夫が試みられている。一方で、語学のできる裁判員経験者から、論点が複数になっている発言もあるため、より短めに文章を区切ることによって通訳の正確性を確保すべきではないかという意見も出ている。また、裁判長が通訳人の発言を聞こえないとか声を大きくしてほしいと指示した事例もある一方、通訳者の通訳がわかりにくかったため選任手続をしっかりとしてほしいという意見もあった。この点、通訳内容を検証できる人がいると良いという意見もある。実際、通訳人と被告人の意思疎通がなされているか不安に感じている裁判員は東京に限らず多い。

手話通訳者の法的素養に関しては、対応している法人もあり、法廷経験もある者が多く、要員確保に関しては、連日開廷も対応できるという。東京家裁では、聴覚障害者であることが判明した当事者に対し、手話ができる調停委員を指定したり、筆談もできるように調停室にホワイトボードを設置した事例がある。

(5) 名古屋

名古屋地裁では、ウルドゥー語、シンハラ語、モンゴル語、ネパール語、タミル語、ベンガル語、ベトナム語、スワヒリ語、インドネシア語、アラビア語、ペルシャ語、トルコ語、ドイツ語、オランダ語、ロシア語、アルメニア語、ギリシャ語、クルド語、タイ語、パンジャビ語、ヒンディー語、フランス語、マレー語、ミャンマー語、スウェーデン語の通訳人候補者を現在求めている。

通訳事件は多々あるが、被告人の日本語と外国語双方の使用を認めた事例、被告人と弁護人は当初通訳を希望しなかったが、万が一の時のため裁判官が通訳をつけた事例、日本語能力があると思われる被告人に通訳がつかなかった事例、部分的に理解できた日本語に外国語で反応した被告人に対し、裁判官が通訳後に話すよう指示した事例、弁護士が滑舌の悪い被告人にはっきり話すよう指示した事例、裁判官が被告人に声を大きくして話すよう指示した事例があった。また、裁判員裁判で、外国人の被告人と同じ国の通訳人が使用する言語では方言が異なり、通訳に時間がかかり、裁判官が意味を何度も確認した事例、検察官・弁護人・通訳人の三者の発言がはっきり聞こえなかった事例もある。

裁判所では、事前連絡がある場合、必要に応じて手話通訳者や要約筆記者を手配し対応している。

(6) 金沢

少なくとも 2004 年頃から、金沢地裁ニュースなどで外国人通訳や手話通訳者確保の告知を行っている（ヴェトナム語、タガログ語、ポルトガル語、トルコ語、タイ語、ロシア語）。

外国人に通訳がつかなかった事例、方言使用の被告人に対し弁護人が大きな声で話すよう注意すると同時に、証人に合わせ弁護人や検察官も方言使用した事例、裁判官が被告人の方言を標準語に言い直した事例があった。

(7) 大阪

外国人に通訳がつかない事例、裁判官が被告人に日本語能力を確認している事例、被告人の日本語と外国語双方の使用を認めた事例、通訳人の声が小さいまま訴訟が進行した事例、弁護人側の関係者が通訳の正確性を傍聴席からチェックしている事例、検察官の質問が被告人に通じていないため、裁判官や弁護人が質問のかみくだきをお願いした事例、通訳も付いたがほとんど日本語を使用した被告人に対し裁判官が随時内容を理解できているか確認している事例などがある。

被告人被害者双方聴覚障害者であることから手話通訳が法廷に複数入った事例があるが、スムーズに手話通訳も交代し、休憩がこまめに入り、傍聴席にも手話通訳者がいた事例もある。この点、裁判員制度発足時に難解な専門用語を避けてほしいという手話通訳人の要望を取り入れ、裁判手続での質問において、裁判官はできる限り平易な言葉でかみ砕いたり、専門用語を使用しないという工夫が試みられている。

証人や被告人の方言使用が認められた事例、検察官が被告人に方言使用した事例、弁護人や検察官が被告人と方言でやりとりを行った事例があった。

(8) 岡山

福建語を話す被告人に対し北京語の通訳人であった事例、日本語と外国語双方の使用が認められた事例がある。

難聴者に対し大きな声で対応した事例、一つの事件に関し、外部の手話通訳者二人を 15 分交代で通訳させた事例、二重否定や時制など文法構造などの違いから微妙なニュアンスを用いる発言に対し通訳内容（手話）が通じなかった事例などがある。

裁判官が被告人の言葉（方言？）の意味を確認する事例が傍聴時にあった。

(9) 広島

通訳人が 2 人ついた事例がある。また、裁判員裁判における証人の方言使用が認められた事例があった。

(10) 松江

裁判官や弁護人が方言を若干使用した事例、被告人の方言に検察官があわせ若干対応した事例、家裁で当事者が方言使用した事例があった。

(11) 高松

傍聴人用の手話通訳は、裁判所での用意は難しいが、裁判官の訴訟指揮により、傍聴人が同行した手話通訳者に見やすい位置に立ってもらう等の配慮を考えているという。

程度はあるが、弁護人と証人とのやりとりでの方言使用事例や被告人だけでなく検察官や裁判官も方言使用している事例があった。

(12) 福岡

現在、地裁は少数言語を中心に通訳人候補者の確保に努めている。実際、少数言語の通訳人について福岡で確保できなかった例もある。依頼は通訳経験者が多いが留学生の例もある。

被告人が日本語と外国語双方の使用を認められた事例、被告人の方言使用事例、被告人や証人の方言使用が認められているが、裁判官や検察官などにより意味確認が行われた事例があった。

(13) 宮崎

裁判員裁判にて、手話にない言葉で質問された結果、被告人が反応できなかった事例や裁判員裁判にて使用された宮崎の方言を音声認識システムがかなり認識していない事例があった。

(14) 那覇

外国人通訳事件に関しては、裁判官が被告人にわかるよう質問のかみくだきを求めている事例がある。

被告人や検察官などイントネーションも含め方言が軽く使用されている事例、原告と原告代理人のやりとりにおいて方言が使用された例、なまりが強い証人の発言を弁護人が何度も確認している事例、弁護人と被告人が若干方言でやりとりした事例があった。

(15) その他の地域

千葉の裁判員裁判では、通訳の声が早口であったり、小さい声のため聴きとりにくい事例、裁判官が何度も通訳の声を大きくするよう指示した事例、英語が堪能な弁護人が通訳の間違いを指摘した事例、被告人の英語とタガログ語が混在していた事例がある。

千葉地裁では耳が遠い証人に対し裁判官、弁護士、検察官が声を大きくして質問した事例、京都地裁では、耳も聞こえない方言使用の被告人に対し、文書提示、筆談、PC使用など様々な手段を駆使した事例があった。鳥取地裁では、民事事件において、まずとり得る方法として筆談を行うためのホワイトボードや筆記用具を用意したという対応にとどまったという事例があったという。

山口地裁では、通訳人の立ち位置に関し、裁判員裁判、それ以外の刑事裁判、民事裁判において個別に判断するとしている。長野地裁では、傍聴人用の手話通訳者に関しても可能な限り対応しており(法廷の柵の中に立たせた手話通訳は基本的に認めず)、高知地裁では、手話通訳などの手段を利用した上で、法廷内でのやりとりが訴訟当事者だけでなく傍聴にもわかる形で尋問する工夫を行っている。

この点、神戸地裁で聴覚障害者が当事者である裁判を傍聴する機会があったが、傍聴券配布の抽選を行う前に、傍聴希望者は傍聴時の手話通訳を希望するか否かを確認されている。そして当選後、希望者は傍聴人用の手話通訳を見やすい位置での傍聴が認められている。また、この裁判では、原告用の法廷手話通訳が3人、傍聴人用の手話通訳がいた。裁判官は冒頭で手話通訳がしやすいようにゆっくり明瞭に平易に話すよう指示し、誰が発言したかわかるように、例えば「裁判長です」とまず初めに発言し、その後質問内容に入る工夫もしていた。

他地域でも被告人のみならず、それ以外の者(例えば、検察官)が方言を使用した例もある。また、盛岡地裁や千葉地裁の裁判員裁判では被告人の方言が聞き取りにくい事例があったが、鹿児島地裁の裁判員裁判では、方言が強くて聞き取れないものが多かった事例(裁判員経験者が後日通訳が必要ではなかったかと提案)、方言が強くて聞き取りにくい被告人に対して検察官が繰り返し意味を確認する事例があった。

(16) 考察と今後の検討課題

裁判員制度がスタートしたことや障害者権利条約をふまえた国内法整備が行われたことなどの関係から、手話通訳の配置、意味がわからない言葉の確認や二重否定を使用しないなど各裁判所において様々な工夫が見られた。関係者に聞き取りを行った時にも希望者に通訳が付与されない事例はほとんどないと思うという意見をもらったが、傍聴時や様々な資料からも彼らの言語使用や通訳をつけることは基本的に尊重されているといえる。しかし、方言使用が認められなかったという事例も聞き取りなどの調査の段階であったため、この点に関しては事実確認も含め、引き続き検討していく必要がある。

これらの調査を経て、当事者の言語使用に関して考えなければならない課題は、通訳人確保の地域差を埋めること、少数言語通訳者の少なさを打破すること、通訳者毎の力量差を埋めること、通訳人負担軽減のため、同言語の通訳人の数を確保すること、既に研修を行っている所も多いが、外国人、障害者や裁判所のある地域などの理解を促すための各裁判所での研修をより一層行う必要性があるという点である。

また、裁判所における言語使用の実態を明らかにするには、今回ほとんど行えなかった本庁以外の地裁支部での調査も必要になる(聞き取り調査時には支部の方が方言使用事例が多いといわれた)。また、通訳人の質や生活保障の観点から、諸外国での法廷通訳人制度を研究することも必要であろう。

更に、調査が進む段階で、少年事件での当事者や保護者の通訳人確保や使用事例、障害ある当事者に対応できる調停委員の確保課題、調停での通訳の正確性確保などの事例にもふれ、今後の検討課題として浮かび上がった。これらの検討課題も含め、データのより一層の精緻化を図るため、引き続き現場調査などをしていくつもりである。

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。